

定員に達しましたので、募集を締め切りました。

「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育」のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

高所からの墜落災害を防止するため安全衛生法令が改正され、高さ2m以上の箇所において作業床を設けることが困難な場合に、フルハーネス型墜落制止用器具を使用して作業を行なう労働者に対して、労働安全衛生法第59条第3項（労働安全衛生規則第36条第41号）の規定により、事業者特別教育の実施が義務付けられました。

つきましては、この特別教育を下記により実施することと致しましたので、当該作業に従事する方又は従事することが予定されている方は、受講されますようご案内します。

記

1. 日時 令和6年7月4日(木) (学科) 9:00~14:30(受付8:45~)
(実技) 14:40~16:50

2. 場所 伯耆しあわせの郷(倉吉市小田458)

3. 日程

[学科]

科目	時間	講師
①作業に関する知識	9:00~10:00	1級とび技能士 フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育インストラクター 吉森英樹氏
②フルハーネス型墜落制止用器具に関する知識	10:00~12:00	
③労働災害の防止に関する知識	13:00~14:00	
④関係法令	14:00~14:30	

[実技] 14:40~16:50(2時間10分)

4. 受講料 鳥取県労働基準協会会員 1人 10,000円 (テキスト代込)
(消費税10%対象、内税909円)
非会員 1人 12,000円 (テキスト代込)
(消費税10%対象、内税1,090円)